

地域ニーズに応える直売所等応援業務仕様書

1 業務の名称

地域ニーズに応える直売所等応援業務

2 業務の概要

消費者ニーズに応じた品ぞろえの充実や産地・食材情報の発信、学校給食への供給など、農産物直売所が実施する食材供給・地域活性化の拠点としての機能強化を支援する。

3 委託期間

委託契約締結の日から令和7年3月24日（月）まで

4 委託業務の内容

- (1) モデル直売所（以下、「直売所」という。）と連携し、地域ニーズに応じた「品ぞろえの確保」や「各種サービスの充実」等について検討する戦略会議を設置・運営すること。
 - ・直売所の数は、原則、県内2か所とする（県が選定）。
 - ・構成員の選定、構成員との連絡調整、会議資料作成や会議進行を担うなど、戦略会議の設置・運営業務全般を直売所と連携して実施すること。
 - ・戦略会議は、直売所ごとに3回以上開催すること。
 - ・本仕様書4（1）～（3）では、直売所やその出荷者等を対象に計20回以上現地支援すること。
- (2) 直売所と連携し、直売所の活性化に向けた戦略を策定すること。
 - ・戦略は直売所ごとに作成し、直売所の目指す姿、各種調査結果、直売所の抱える課題、各課題の解決に向けた取組、取組スケジュールなどを記載すること。
 - ・戦略は単年度ではなく中長期的な視点で取り組む内容とすること。
 - ・「直売所の抱える課題」を抽出する際には、消費者、店舗運営者、スタッフ、出荷者等へのヒアリングやアンケート、購買データ分析、商圈分析等の調査結果に基づき抽出すること。
 - ・戦略の策定については、その骨子（目指す姿、課題、課題解決に向けた主な取組内容等）を2024年11月中目途に戦略会議等において合意を得、本仕様書4（3）の支援に繋げるとともに、取組で得られた知見を反映させながら、本仕様書4（4）の開催までに戦略会議の合意をもって完成させること。
- (3) 戦略に基づく直売所の取組を支援すること。
 - ・戦略に基づき、各課題の解決に向けた直売所の取組を伴走支援すること（次年度以降、直売所が自走できることを目指して支援）
 - ・特に直売所と出荷者との連携が求められる課題について優先的に支援すること。
- (4) 4（1）～（3）の直売所での取組経緯とその手法の報告、生じた課題に対する先進事例の紹介など、他の農産物直売所の参考となるような研修会を開催すること（対象者は、農産物直売所運営者、出荷者、市町等）。

5 業務の遂行について

- (1) 委託業務の内容の詳細は、受託者からの提案内容に基づき県と受託者で協議のうえ、決定するものとする。
- (2) 業務に係る実施体制について体制図（責任者を定めること）をもって報告すること。

6 実績報告等

- (1) 県は、受託者に対して、年度途中において、委託事業の進捗状況等の必要な事項について中間報告を求め、または実地に調査することができることとする。
- (2) 県との打ち合わせ、各種会議等の実施後は、すみやかに記録を作成し、県に提出すること。
- (3) 受託者は、本委託業務の完了後、委託務の内容をとりまとめた報告書およびそれらを記録した電子データを成果品として、業務完了後 20 日以内または令和 7 年 3 月 24 日（月）までのいずれか早い日に県に提出することとする。
- (4) 実績報告書には、4（2）で実施した各種調査様式・結果、戦略等を添付すること。
- (5) 実績報告書等の納入場所は、滋賀県 農政水産部 みらいの農業振興課 食のブランド推進室とする。

7 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守することとする。
- (2) 本業務の履行に際し、他の者の著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、県に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理することとする。
- (3) 委託業務の遂行のために県が提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用してはならない。また、これらの資料、データ等は委託事業の終了までに県に返却することとする。
- (4) 委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (5) 成果品を他人に閲覧させ、複写させ、または譲渡してはならない。
- (6) その他、委託業務内容の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議の上、定めることとする。